

【生活福祉資金貸付制度】

東日本大震災により被災した低所得世帯を対象とした 生活復興支援資金貸付のご案内

～平成23年7月25日から受付を始めました～

生活復興支援資金貸付制度とは ...

厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度（ ）が利用できない東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、必要な相談、支援及び当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための制度です。
母子・寡婦福祉資金等

1. 貸付対象世帯＜（1）及び（2）の両方に該当する世帯＞

（1）東日本大震災により被災した世帯（下記のいずれか）

「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。

ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。

震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認できる世帯

（2）低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含む）

低所得世帯基準とは ... 1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7倍以下の世帯

2. 貸付対象者の要件

（1）世帯の生計中心者であること。

ただし、生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方を対象とする。

（2）今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。

（3）生活再建後は、就労収入等により償還（返済）が見込めること。

3. 貸付の内容（概要）

(1)資金の種類	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
(2)資金の用途	生活の復興の際に必要な当面の生活費 注)本会から貸付する一時生活支援費を負債（滞納含む）の返済に充当することはできません。	・転宅に際しての運送費 ・敷金、礼金、前家賃等 ・入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費 ・不動産仲介手数料 ・火災保険料 ・入居保証料 ・家具什器費 ・自動車購入費（ ）等	住宅の補修費用
(3)貸付限度額	(単身世帯) 月15万円以内 (複数世帯) 月20万円以内	80万円以内	250万円以内
(4)貸付期間	6ヶ月以内		
(5)据置期間	貸付日から2年以内		
(6)償還期間	20年以内（貸付金額に応じて異なります）		
(7)連帯保証人	原則、1名必要		
(8)貸付金利息	無利子（ただし、連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子となります）		

自動車購入の場合は、原則として被災前から自動車を保有しており、震災によって損壊した場合に限る。

4 . 貸付申請にあたって

- (1) 本貸付は、「東日本大震災により被災した世帯」に対して行うものであり、それ以外の理由で貸付を受けることはできません。
- (2) 借入申込をした後、社会福祉法人福島県社会福祉協議会において審査を行います。審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。
- (3) 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、不承認理由は開示いたしません。
- (4) 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた金額を即時に返済していただきます。
- (5) 借入申込時、あるいは借入後における脅迫的、暴力的言動に対しては警察との連携により対応します。
- (6) 借入申込から貸付可否決定～送金まで概ね1ヶ月程度を要します。

5 . 貸付対象とならない場合

- (1) 震災前から収入がなかった場合
- (2) 生活再建するための居所が確定していない場合（例：親族・友人・知人宅にいる場合）
- (3) これから自己破産を予定している場合
- (4) 債務整理もしくは特定調停の相談中で返済金額が未確定の場合
- (5) 生活福祉資金の返済が滞っている場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員である者が属する世帯の場合
- (7) 一時生活支援費において、公的給付受給世帯（生活保護、失業等給付、訓練生活支援給付、年金等）の場合 失業等給付は、受給資格がある場合も含む
- (8) すでに発注、購入、支払い済みの場合（生活再建費、住宅補修費の貸付の場合）
- (9) 原則として、災害弔慰金法に基づく災害援護資金貸付に該当する世帯（住宅補修費の貸付の場合）
災害援護資金貸付で賄えない費用がある場合や災害援護資金貸付が行われるまでの間に早急に貸付が必要な場合は検討。

6 . 相談・申し込み窓口について

住民票（居住が確認できること）のある地域の市町村社会福祉協議会へご相談・申し込みください。
ただし、避難されている場合は、現在の居所（避難先）の社会福祉協議会へご相談ください。
なお、転居費用の借入を希望される場合は、転居予定先の市町村社会福祉協議会へご相談ください。

各社協相談・申込受付時間：午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日除く）

< 福島県 市町村社会福祉協議会一覧 >

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
福島市	024-533-8877	白河市	0248-22-1159	金山町	0241-55-3336
二本松市	0243-23-7867	西郷村	0248-25-5454	昭和村	0241-57-2655
伊達市	024-576-4050	泉崎村	0248-54-1555	南会津町	0241-62-4169
川俣町	024-565-3761	中島村	0248-52-3400	下郷町	0241-69-5111
桑折町	024-582-1155	矢吹町	0248-44-5210	檜枝岐村	0241-75-2382
国見町	024-585-3403	棚倉町	0247-33-2623	只見町	0241-84-7006
大玉村	0243-68-2100	矢祭町	0247-34-1050	相馬市	0244-37-8668
本宮市	0243-33-2006	塙町	0247-43-2154	南相馬市	0244-24-3415
郡山市	024-932-5311	鮫川村	0247-49-3600	広野町	0246-43-1533
須賀川市	0248-88-8211	会津若松市	0242-28-4030	楢葉町	0242-56-2247
田村市	0247-81-2166	喜多方市	0241-23-3231	富岡町	090-2978-8683
鏡石町	0248-62-6428	磐梯町	0242-73-2181	川内村	090-6639-7697
天栄村	0248-82-2826	猪苗代町	0242-62-5168	大熊町	0242-29-5760
石川町	0247-26-3793	北塩原村	0241-28-3755	双葉町	0480-70-0057
玉川村	0247-57-4410	西会津町	0241-45-4259	浪江町	0243-62-0168
平田村	0247-55-3500	会津坂下町	0242-83-1368	葛尾村	0242-84-1786
浅川町	0247-36-3163	湯川村	0241-27-8890	新地町	0244-62-4213
古殿町	0247-53-4394	柳津町	0241-42-3418	飯舘村	024-562-3622
三春町	0247-62-3829	会津美里町	0242-54-2940	いわき市	0246-23-3320
小野町	0247-72-6866	三島町	0241-52-3344		

(平成23年7月現在)

実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 024-523-1250

(土曜、日曜、祝日除く)

貸付対象者チェックリスト

各市町村社会福祉協議会にご相談に行く前に、セルフチェックをし、相談の際お持ちください。
なお、1つでも「いいえ」があった場合は、貸付対象とならない可能性があります。
また、すべて「はい」であった場合でも、窓口にて改めて確認させていただきます。

1. 共通項目

NO	回答欄		質問内容
1	はい	いいえ	他に同様の目的のための資金借入れをできる制度がない。 (銀行、行政、職業団体<JA、漁連など>)
2	はい	いいえ	「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯、または 震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難 区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯である。
3	はい	いいえ	震災前まで生計を維持していた低所得世帯、または 震災により低所得になった世帯である。
4	はい	いいえ	世帯の生計中心者である。
5	はい	いいえ	今後、生活再建のための取組みを行う予定である(就職活動など)
6	はい	いいえ	今後社会福祉協議会の職員や民生委員等と関わりを持つことに同意できる。
7	はい	いいえ	自己破産する予定はない。
8	はい	いいえ	現在、生活福祉資金を借りていない。
9	はい	いいえ	暴力団員、または暴力団の関係者ではない。

2. 一時生活再建費希望者

1	はい	いいえ	現在、公的給付を受給していない。 (生活保護、失業等給付、訓練生活支援給付、年金等)
---	----	-----	---

3. 生活再建費希望者

1	はい	いいえ	まだ、必要な物品等を購入していない。
---	----	-----	--------------------

4. 住宅補修費希望者

1	はい	いいえ	市町村行政の窓口で「災害援護資金」の相談・申し込みをした。
2	はい	いいえ	まだ、修繕等を行っていない。

本チェックリストは、申請等を円滑に行うことを目的としており、貸付可否を決定するものではありません。